

平成22年11月1日から、印鑑登録に関する条例（規則）が改正され登録方法等が変更になります。

印鑑登録証明書は、不動産の登記、自動車の登録、公正証書の作成など、法令の規定に基づき提出を義務づけられている場合のほか、国民の権利義務の発生、変更を伴う行為について広く利用される重要なものですので、登録には慎重を期すことから今回の改正となりました。皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

《印鑑登録について》

★本人が来庁される場合 本人確認書類（写真付き身分証明書など）がある方 …①	
手続きに必要なもの	登録する印鑑 登録していた印鑑、印鑑登録証（改印などの場合） 本人確認書類 官公署が発行した有効期限内の写真付き身分証明書（運転免許証、旅券、住民基本台帳カード、外国人登録証 など） *別紙、本人確認書類一覧を参照 登録手数料300円
所要日数	即日

★本人が来庁される場合 本人確認書類（身分証明書）は無いが、保証書を持参できる方 …②	
本人確認書類をお持ちでない方は窓口へご相談ください。 飛騨市で印鑑登録をしている方に保証書を記入、押印してもらい持参していただくことで印鑑登録をすることができます。	
手続きに必要なもの	保証書＝保証人がすべて記入し登録している印を押印したもの 様式第5号（第4条関係） *保証人は飛騨市で印鑑登録をしている人に限る 登録する印鑑 登録していた印鑑、印鑑登録証（改印などの場合） 登録手数料300円
所要日数	即日

★本人が来庁される場合 本人確認書類（身分証明書）もなく、保証書も持参することができない方 …③	
本人確認書類をお持ちでない方は窓口へご相談ください。 事前に登録の申請をしてください。 後日、照会書（回答書付）を郵送して、回答書により本人確認を行います。	
手続きに必要なもの	回答書 様式第4号（第4条関係） 登録する印鑑 登録していた印鑑、印鑑登録証（改印などの場合） 登録手数料300円
所要日数	数日

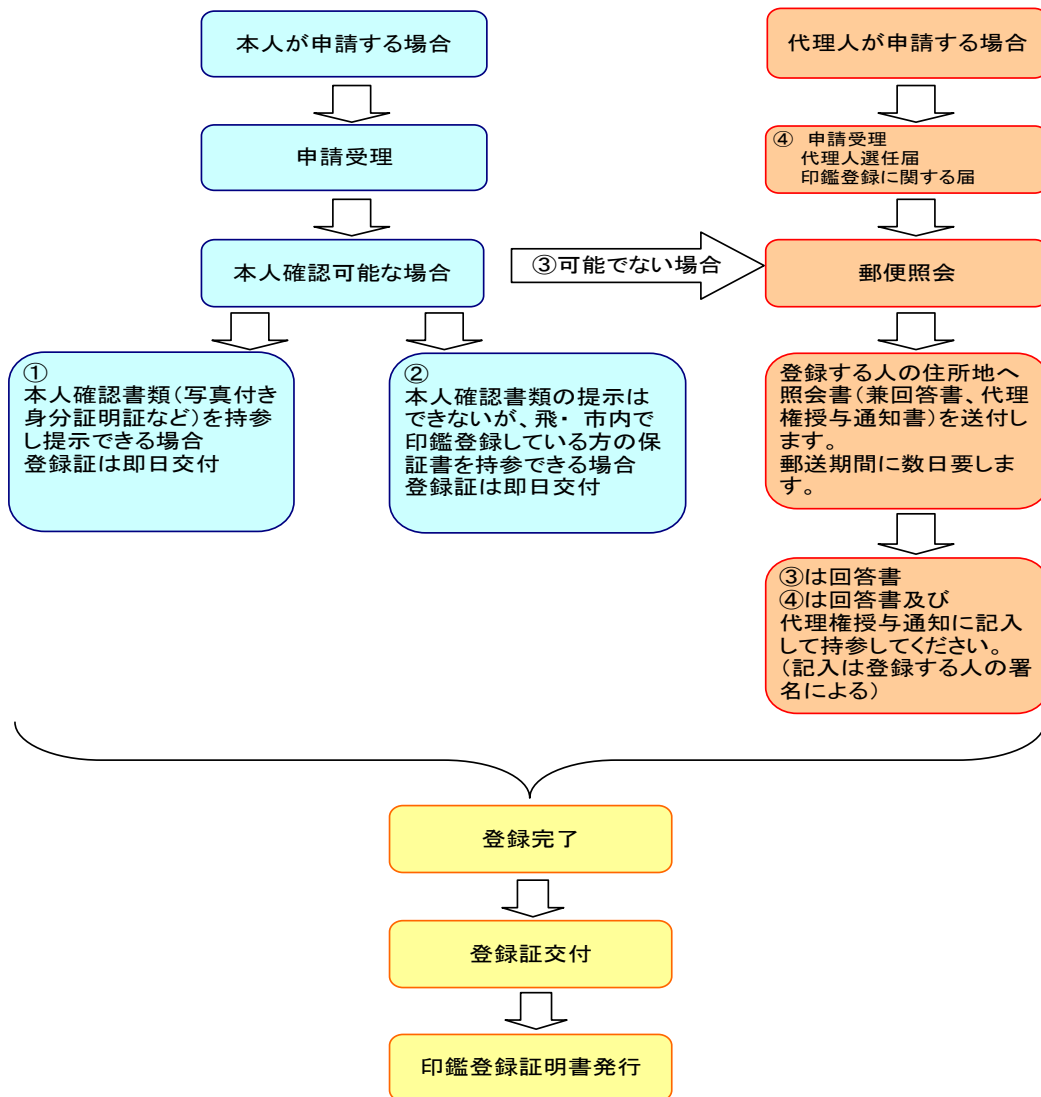
★代理人が手続きする場合

…④

必ず事前に窓口へご相談ください。

1. 登録しようとする本人に代理人選任届・申請を記入してもらい、代理人の方が窓口に出ます。 様式第1号、様式第2号
2. 照会書（回答書、代理権授与通知書付）を登録しようとする本人へ郵送します。（登録される方の意思確認を行います。）
3. 照会書が届いたら、内容を確認の上、回答書、代理権授与通知書に本人が署名・押印します。
4. 代理人の方は、下記の手続きに必要な書類等を持って、窓口へ届け出て登録となります。

手続きに必要なもの	回答書及び代理権授与通知書 様式第4号（第4条関係） 登録する印鑑 登録していた印鑑、印鑑登録証（改印などの場合） 代理人の印鑑 代理人の本人確認書類（写真付き身分証明書など） 登録手数料300円
所要日数	数日



《印鑑登録のできる人》

飛騨市に住民登録をしている人及び外国人登録をしている人。

(ただし、15歳未満の人、成年被後見人の人は登録できません。)

15歳以上20歳未満の人は、保護者の承諾書が必要です。事前に窓口へご相談ください。

登録手続きは本人が来庁して行うのが原則です。

病気などによりどうしても来庁できない場合は、代理人による登録が可能です。

事前に窓口へご相談ください。

ただし、この場合登録に数日を要しますので、ご了承ください。

《本人確認書類》 請求者の確認を明らかにする方法（有効期限内のもの）

I 1号書類 1枚以上提示	
①運転免許証 ②旅券 ③写真つき住民基本台帳カード ④国又は地方公共団体の機関が発行した写真つきの免許証 (規則別表第一に掲げられたもの) ⑤国又は地方公共団体の機関が発行した写真つきの許可証 (規則別表第一に掲げられたもの) ⑥国又は地方公共団体の機関が発行した写真つきの資格証明書 (規則別表第一に掲げられたもの) ⑦国又は地方公共団体の機関が発行した写真つきの身分証明書 ⑧外国人登録証明書	【別表第一】 ①船員手帳 ②海技免状 ③小型船舶操縦免許証 ④猟銃・空気銃所持許可証 ⑤戦傷病者手帳 ⑥宅地建物取引主任者証 ⑦電気工事士免状 ⑧無線従事者免許証 ⑨認定電気工事従事者認定証 ⑩特殊電気工事資格者認定証 ⑪耐空検査員の証 ⑫航空従事者技能証明書 ⑬運航管理者技能検定合格証明書 ⑭動力車操縦者運転免許証 ⑮教習資格認定証 ⑯警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第4項に規定する合格証明書 ⑰身体障害者手帳 ⑱療育手帳
II 2号書類 イ+イの複数枚提示 イ+ロの複数枚提示 2枚以上提示	
イ	ロ
①国民健康保険、健康保険、船員保険、介護保険の被保険者証 ②共済組合員証 ③国民年金手帳 ④国民年金、厚生年金保険、船員保険に係る年金証書 ⑤共済年金又は恩給の証書 ⑥写真つきでない住民基本台帳カード ⑦申請書に押印した印鑑登録証明書 ⑧市区町村長がこれらに準ずるものとして適当と認める書類	①写真つきの学生証 ②法人が発行した写真つきの身分証明書 (国又は地方公共団体の機関が発行したものを除く。) ③国又は地方公共団体の機関が発行した写真つきの資格証明書(①を除く。) ④市区町村長がこれらに準ずるものとして適当と認める書類